

福岡県公報

令和6年10月25日
第542号

目次

告示（第669号－第672号）

- 生活保護法に基づく介護機関の指定（保護・援護課）……………1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（保護・援護課）……………2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）……………2
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示（農山漁村振興課）……………2

公 告

- 競争入札参加者の資格等（総務事務厚生課）……………3
- 一般競争入札の実施（総務事務厚生課）……………4
- 土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分（農村森林整備課）……………7
- 意見募集の結果の公示（私学振興課）……………7
- 意見募集の結果の公示（健康増進課）……………7
- 意見募集の結果の公示（がん感染症疾病対策課）……………8
- 意見募集の結果の公示（がん感染症疾病対策課）……………8
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録（林業振興課）……………8
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………8
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………9
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………9
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………9

選挙管理委員会

- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（行財政支援課）……………9
- 福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録（行財政支援課）……………9

再 掲

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動（行財政支援課）……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動（行財政支援課）……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動（行財政支援課）……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動（行財政支援課）……………10
- 福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生（行財政支援課）……………11

告 示

福岡県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
田居297	たんぼぼ薬局	田川市大字奈良261－3	R 6・9・1	居管・予居管
大野居164	訪問看護ステーションととのい大野城	大野城市山田一丁目9－20 ファミリーコート山田C棟	R 6・10・1	訪看・予訪看
直居220	グループホームいこいの家	直方市大字上頓野4676番地の24	R 6・10・1	認共・予認共

福岡県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宗遠居142	訪問看護ステーション桜の花	遠賀郡水巻町猪熊七丁目2-4水巻クリーンハイツA棟201	遠賀郡水巻町吉田西五丁目2-12	R6・9・1
田居71	ライフサポート・桜	田川市大字伊田3485-1	田川市大字夏吉317-1リアルワイズマンション201	R4・1・10
宗遠居15	かがやきデイサービス	遠賀郡遠賀町大字鬼津1079-8	遠賀郡遠賀町大字鬼津1080-20	R6・9・1
田川居261	介護ステーションあらた	田川郡福智町金田1755-1	田川郡福智町金田1566番地1	R6・9・3

福岡県告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第672号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和6年10月福岡県告示第629号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、みやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

みやこ町役場

棚田 末吉、棚田 末松、棚田 熊太郎、棚田 浦太郎、木山 善三郎、村上 福藏、中西 愼二、山本 茂、中村 一郎、山本 七郎、中村 藤松、中村 竹一、坂下 安太郎、中村 七太郎、中村 太郎吉、田中 長吉、田中 又平、坂下 稲太郎、田中 辰平、中村 照夫、中村 勇、中村 本、棚田 高次、田中 春之、田中正年、中村 静男、村上 照年、坂下 信之、坂下 一一、棚田 藤三

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第629号によること。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（

特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
- ケ 営業概要表（様式第 5 号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 6 年 11 月 12 日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1) の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 10 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
令和 7 年 2 月下旬（予定）から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年12月5日 (木曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
05	02	電気通信機器	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 電子入札による場合は、令和6年11月12日 (火曜日) 15時00分までに電子入札システムによる入札参加申請を行い、入札参加の確認を受けた者
- (5) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和6年11月20日 (水曜日) 15時00分までに提出して確認を受けた者
- ・機能証明書及び保守サービス拠点一覧の提出場所及び問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(F A X) 092-643-3109

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (6) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(F A X) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年10月25日 (金曜日) から令和6年11月20日 (水曜日) までの福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、9時00分から17時00分まで (最終日は15時00分まで) 5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和6年12月5日 (木曜日) 11時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟地下1階
福岡県総務部総務事務厚生課入札室

(2) 日時

令和6年12月6日（金曜日）13時00分

※紙入札者は令和6年12月6日（金曜日）12時55分までに集合すること。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるできない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札

(9) くじ番号の記載がない入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(11) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

The unit-price contract concerning copy service

(2) Time Limit of Tender

11:00 A. M. on December 5, 2024

(3) Contact Point for the Notice: General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規

定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
飯田北部土地改良事業共同施行	嘉麻市大字飯田の一部 嘉麻市大字下臼井の一部 嘉麻市大字上臼井の一部	令和6年9月25日

公告

「福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部改正案」について、令和6年8月30日から令和6年9月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年10月10日に改正しました。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課小中高等学校係

電話：092-643-3129

メールアドレス：shigaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、令和6年7月19日から令和6年8月19日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年9月18日に改正しました。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室精神保健係

電話：092-643-3265

メールアドレス：kokoro@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、令和5年12月8日から令和6年1月9日まで及び同年3月29日から同年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年10月25日に公布しました。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係

電話：092-643-3267

メールアドレス：shippei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和5年12月8日から令和6年1月9日まで及び同年3月29日から同年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和6年10月25日に公布しました。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係

電話：092-643-3267

メールアドレス：shippei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第534号	熊本 智	朝倉市三奈木2039	種穂（採取） 種穂（精選） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	熊本園芸	朝倉市三奈木2039
福岡県第535号	野中 茂康	八女郡広川町大字長延55	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	野中 茂康	八女郡広川町大字長延55
福岡県第536号	新原 一義	八女市矢部村北矢部2575-3	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	新原 一義	八女市矢部村北矢部2575-3

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第三工区) 小郡市大板井字宇藤町497番1、497番6から497番63まで、498番4、498番6、498番7、503番3、503番4、504番5から504番9まで及び510番7から510番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第三工区) 小郡市大板井字原口308番1、308番2、308番4、308番8から308番11まで及び310番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市大字山田字小柳1051番1及び1051番3から1051番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那珂川市中原三丁目130番地

株式会社ネクステップ

代表取締役 真砂 剛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市三奈木字長者原3241番5から3241番13まで及び3241番28から3241番30まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市太郎原町1276番地1

営農サービス有限会社

代表取締役 古賀 一也

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和6年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	所在地	指定年月日
ケアハウスらいふ戸畑	北九州市戸畑区新池1-5-4	令和6年10月10日

福岡県選挙管理委員会告示第54号

福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）が令和6年12月1日に執行される予定であ

るため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和6年10月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 巳

1 登録の基準日 令和6年11月21日

ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和6年12月1日をもって算定するものとする。

2 登 録 日 令和6年11月21日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長告示第4号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第11項の規定に基づき、異動が生じた旨の届出があった。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 田 中 秀 子

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出年月日	異動が生じた事項	新	旧
届出順位	(立憲民主党)候補者氏名				
5	にえだ 元気	令和6年10月15日	職 業	政党役員	福岡県議会議員

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長告示第4号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者について、公職選挙法施行令（昭和25年政令

第89号）第88条第11項の規定に基づき、異動が生じた旨の届出があった。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長 田 中 秀 子

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出年月日	異動が生じた事項	新	旧
届出順位	候 補 者 氏 名				
4	タコスキッド	令和6年10月15日	職 業	プロレスラー	太宰府市議会議員

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長告示第4号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第11項の規定に基づき、異動が生じた旨の届出があった。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長 古 賀 和 孝

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出年月日	異動が生じた事項	新	旧
届出順位	候 補 者 氏 名				
2	三原 あさと	令和6年10月15日	職 業	無職	北九州市議会議員

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長告示第4号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区において、令和6年10月15日に候補者の届出があった次の者について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第11項の規定に基づき、異動が生じた旨の届出があった。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長 古 賀 和 孝

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出 年 月 日	異動が生じた事項	新	旧
届出 順位	(自 由 民 主 党) 候 補 者 氏 名				
2	吉村 はるか	令和 6 年 10月15日	職 業	無職	福岡県議会議員

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第 5 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第50号

令和 6 年10月16日、福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第 6 号及び同法第199条の 5 第 4 項第 6 号の規定により告示する。

令和 6 年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳